

第 20 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第20回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年12月21日(水) 午後1時25分～午後2時55分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員14名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	10 :	稲田 保
12 :	前田 薫	13 :	藤川 良昭
14 :	永井 達郎	15 :	土井 賢一
16 :	増田 種正	17 :	長谷川義博
18 :	青木 輝剛	19 :	藤原 廣典
20 :	中井 義則	21 :	森本 謙介
22 :	前田 明弘	23 :	横山 和行
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員1名)

11 :	近田 武司
------	-------
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件  
議事  
議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第101号 非農地証明願に対する認可について  
議案第102号 転用制限外農地の届出に対する受理について  
議案第103号 小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について  
議案第104号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)  
議案第105号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について(空き家付農地制度利用)  
  
報告事項  
報告1 各種証明書の交付

- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 2 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 5 構造改善計画届出の受理

## 【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
- 師走に入り、寒さが増してきています。皆さん健康にはいっそうご留意いただきますようお願いいたします。
- 本日第 20 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
- また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願います。
- さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条及び第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、転用制限外農地の届出に対する受理、小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見、農用地利用集積計画の決定、農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 20 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
- 11 番 近田武司委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。
- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
- このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 6 番 藤本委員、7 番 政井委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第98号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第98号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページから4ページの16件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第98号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 葉多町○○○○ ○○○○、譲渡人 葉多町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 葉多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人は、夫と酒屋を営まれていましたが、夫が数年前に亡くなられ、農地については夫の弟と耕作をされてきました。ところが、病気、入院され、今後営農できないとのことで、譲受人との間で贈与の話がまとまりました。譲受人は82歳と高齢ですが、会社を経営され、後継者もおられ、しっかりと農地を守っていけるとのことで、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。  
参考資料の、3ページから6ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 加東市下三草  
○○○○ ○○○○、申請地 所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地  
目田 面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田  
面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要とし  
て、山林との交換、所有権移転であります。  
譲受人の父が弟と加東市三草の山林を買われました。世代も変わるとの  
ことで、このたび農地と山林との交換の話になりました。当該農地につ  
きましても、現在、譲受人が耕作されており、特に問題はないものと思  
います。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見は  
ございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可する  
ことに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決  
定いたします。

○議長 それでは3番についてであります。次の4番、5番との関連事項で  
ありますので、地元委員から3番、4番、5番をあわせて説明をお願い致  
します。

○○番 ○番○○が、3番、4番、5番について説明いたします。  
参考資料の、7ページから12ページをあわせてご覧ください。  
まず3番ですが、

申請人：譲受人 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 敷地町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地 所在地 敷地町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇  
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、4年の使用貸借権設定であります。

次に、4番ですが、

申請人：譲受人 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 広渡町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地 所在地 敷地町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇  
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、4年の使用貸借権設定であります。

次に、5番ですが、

申請人：譲受人 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神戸市垂水区〇  
〇〇〇 〇〇〇〇（持分1/2）及び神戸市西区〇〇〇〇 〇〇〇〇（持分  
1/2）、申請地 所在地 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇  
〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、新規就農にあたって、本年7月の農地相談に来られています。  
小規模ながらこれから町の農事部、専業農家の指導を受けて営農に取り組  
まれる予定です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番、4番、5番について、説明は終わりました。3番、4番、5番に  
ついてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番、4番、5番について  
は許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番、5番については許可す  
ることに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 万勝寺町〇〇〇  
〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面  
積〇〇〇〇㎡ 自作地、長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇  
〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買に  
よる所有権移転であります。

譲渡人は万勝寺町在住ですが、当該農地2筆を元々所有されていた長尾  
町の方から3年ほど前に購入されました。このたびの売買により当該農地  
が長尾町在住の方の所有に戻るものです。譲受人は70歳代ですが、まだ

まだお元気で営農されています。譲受人は、当該農地に隣接する田（長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇）を所有されており、当該農地と合わせ1枚の田になるもので、以前から耕作しにくかったので、当該農地を購入し、1枚の田に整備したいとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、7番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 尼崎市三反田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 小田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人につきましては、先月の農業委員会でも所有されている別の農地について農地法3条の申請をされ、ご審議いただきましたが、尼崎市に転住されますので、所有されている農地の処分について譲受人との間で売買の話が成立したものです。譲受人は、〇〇〇〇（会社名）を営農され、大規模に営農されており、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは8番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、8番について説明いたします。

参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 三和町○○○○ ○○○○、譲渡人 尼崎市武庫元町○○○○ ○○○○ 破産管財人 尼崎市○○○○ ○○○○、申請地所在地 三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該農地については、財産分けで譲渡人の所有となっておりますが、譲渡人が自己破産を申請され、裁判が終了しました。裁判所より破産管財人として弁護士○○○○さんが任命されました。このたび、不動産の仲介人として、○○○○（会社名）の斡旋により、隣接する農地を所有する譲受人が購入されるものです。譲受人は地域の担い手農家であり、農業用倉庫当施設、機械一式を所有されており、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 8番について、説明は終わりました。8番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは9番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、9番について説明いたします。

参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 新部町○○○○ ○○○○、譲渡人 三和町○○○○ ○○○○、申請地所在地 新部町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は、当該農地の小作をお願いされておられたところ、このたび、小作人の方が、高齢を理由に今後、小作できないと断られたため、譲受人に譲渡の話を持ち掛けられたもので、売買の話はスムーズに進んだと聞いて



ております。譲受人は父親と熱心に農業に取り組まれており、トラクターやコンバインなどの大型農機一式も所有されており、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 9番について、説明は終わりました。9番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、10番について説明いたします。

参考資料の、21ページから24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町○○○○ ○○○○、譲渡人 北丘町○○○  
○ ○○○○、申請地 所在地 北丘町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、北丘町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○  
○㎡ 自作地、北丘町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は北丘町の高台にあり、現況、畑として管理されています。譲渡人には、高齢になられ、これ以上、維持管理ができないため、買い手を探されておられましたところ、譲受人が、まとまった一団の土地であり、牧草地として利用すべく、購入されることになったものです。譲受人は、安定した酪農家で、農地取得については、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは11番についてであります、次の12番との関連事項でありますので、地元委員から11番、12番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、11番、12番について説明いたします。  
参考資料の、25ページから28ページをあわせてご覧ください。  
まず11番ですが、  
申請人：譲受人 長尾町○○○○ ○○○○、譲渡人 長尾町○○○○  
○○○○、申請地 所在地 長尾町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。  
次に、12番ですが、  
申請人：譲受人 長尾町○○○○ ○○○○、譲渡人 長尾町○○○○  
○○○○、申請地 所在地 長尾町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。  
11番、12番の田は、1枚の田になっています。11番と12番の譲渡人は、ご兄弟で、1枚の田を分けて持っておられました。ともに70歳を超えておられ、ご高齢のため営農できないとのことで、同じ隣保にお住いの譲受人にこれまでから任されておられました。譲受人も70歳を超えておられますが、息子さんが田の耕作を手伝っておられ、今後も息子さんの協力に期待して購入されるものです。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 11番、12番について、説明は終わりました。11番、12番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、11番、12番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、11番、12番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは13番についてであります、次の14番との関連事項でありますので、地元委員から13番、14番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、13番、14番について説明いたします。

参考資料の、29ページから46ページをあわせてご覧ください。

まず13番ですが、

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 本町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地 所在地 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇  
〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>  
自作地、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、  
浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇  
〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇〇〇〇  
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇  
地目畑 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇  
〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>  
自作地、以上合計10筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要として、売買による  
所有権移転であります。

譲渡人は、申請地を認定農家である〇〇〇〇さんに預けておられましたが、譲渡人の両親も亡くなり、農地を処分したいと希望されていたところ、譲受人から一括購入したいとの話があり、売買することになったものです。先日、現地確認をしたところ、周囲の畦道等については、きれいに刈り取りをされておられました。譲受人は会社経営をされており、農作業のスタッフとして6～7名おられ、農業機械も完備され、農業用倉庫も自宅周辺と旭丘中学校の北側に所有されておられます。近い将来には、農地所有適格法人「〇〇〇〇」を立ち上げる計画であると伺っており、当面は米作りで利益を上げていきたいとのことでありました。

次に、14番ですが、

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 浄谷町〇〇〇  
〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積  
〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇  
〇m<sup>2</sup> 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要として、売買による  
所有権移転であります。

譲渡人は、所有される農地をすべて処分したいと以前から希望されておられました。このたび、譲受人と売買の合意をされたものです。

なお、手続きをされている代理人によれば、譲渡人には、当該農地のほかに譲受人に譲渡したい物件があり、農業委員会事務局とも相談しており、今後、3条申請を出す予定にしているとのことでありました。また、譲受人には、まだまだ規模拡大を予定されているようであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 13番、14番について、説明は終わりました。13番、14番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、13番、14番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、13番、14番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは15番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、15番について説明いたします。

参考資料の、47ページ、48ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 喜多町○○○  
○ ○○○○、申請地 所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田  
面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人には、保全管理をされていますが、農機具なども所有されておられず、夏場に譲渡人の息子さんが草刈りだけをやられていました。その息子さんが、草刈りするのも大変だということになりましたので、譲渡人が、同級生の間柄である譲受人の夫に売買の話を持ち掛けたところ、合意に至ったものとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 15番について、説明は終わりました。15番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、15番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、15番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは16番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、16番について説明いたします。

参考資料の、49ページ、50ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 淡路市尾崎○○○○ ○○○○ 代表取締役 ○○○  
○、譲渡人 三田市寺村町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 万勝寺  
町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○

〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転、新規参入、農地所有適格法人による取得であります。

譲受人は、小野市で新規就農されるとのことで、11月9日に開催した農地相談にお越しいただきました。その際、譲受人が拠点とされている淡路島と気候が異なることや、離れた場所であり、2拠点の営農となるため、まずは貸借で数年様子を見て、軌道に乗ってから売買するようにはどうかとのアドバイスを行いましたが、譲渡人からぜひとも購入してほしいとの話になり、購入されるものと聞いております。〇〇〇〇（譲受人会社名）は、新規就農であります。農地所有適格法人の要件を満たしていません。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 16番について、説明は終わりました。16番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、16番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、16番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第98号 農地法第3条関係では、申請件数16件、うち許可件数16件により審議は終了いたしました。

（農地法第4条関係）

○議長 次に、議案第99号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の5ページをお願いします。

議案第99号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします

す。

○議長 議案第99号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、51ページ、52ページをご覧ください。

申請人：古川町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 古川町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、古川町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、大型トラック6台、ダンプカー1台、普通車7台分の貸駐車場となる予定です。第2種農地です。

申請人は、現在、○○○○（会社名）に貸される予定だそうです。ほかに貸されている土地があるのですが、民家と隣接しており、朝夕のトラックの出発時間と子供の登下校時間が重なり危ないとのことで移転させたいということになったものです。本来であれば、今後も営農を継続していきたいそうですが、身内に農業の後継者がいないため、転用することに至ったものであるとのことであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地と田、西側、南側が田、北側が水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第99号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第100号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第100号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第100号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、53ページ、54ページをご覧ください。

申請人：譲受人 下来住町○○○○ ○○○○、譲渡人 西脇町○○○  
○ ○○○○、申請地 所在地 西脇町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、所有権移転、一般住宅、木造2階建て 1階 55.48㎡ 2階 46.63㎡、第3種農地です。

譲受人は、譲渡人の娘婿になられます。妻の実家の土地を取得、転用され、住宅を建てられようとされるものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が田、南側が田と宅地、北側が用悪水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、東播土地改良区の受益地外ではありますが、東播土地改良区から受益地外であるとの意見書と、一部ですが、当該農地についてコンクリート舗装されているところがあり、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真がともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、55ページ、56ページをご覧ください。

申請人：譲受人 神戸市垂水区大町○○○○ ○○○○ 代表取締役  
○○○○、譲渡人 万勝寺町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 万勝  
寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○  
○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合  
計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、普通車10台、



大型トラック 4 台の露天駐車場、トラック転回場、露天作業場、緑地帯となる予定です。第 1 種農地、既存施設の拡張です。

譲受人は、プラスチック製品、特にプランターなどをたくさん製造されておられます。現在、できあがった商品を露天保管しておられますが、配送トラックが来た時に、狭くて積み込みや退避ができないとのことで、スペース確保のため広げたいとなったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2 番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相隣関係としましては、東側が田、西側が道路、南側が田、北側が雑種地と宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書ともに提出されております。

○議長 2 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 100 号 農地法第 5 条関係では、申請件数 2 件、うち進達件数 2 件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第 101 号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の 9 ページをお願いします。

議案第101号

非農地証明願に対する認可について  
別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。  
令和4年12月21日提出  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生  
詳細は、10ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第101号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。  
参考資料の57ページ、58ページをご覧ください。  
申請人 河合中町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 河合中町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地です。  
摘要としまして、昭和55年頃より宅地（進入路）の一部となっております。  
申請人の自宅西側の当該農地について、宅地の進入路として、畑の一部の畦道を残して使用されていたものです。申請人宅北側に居住する○○○さんからの要請により申請することになったものです。申請人と○○○さんは、本家、新宅で、父親同士がご兄弟の関係になられます。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が本人の畑と宅地、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。  
従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については認可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 101 号 非農地証明願に対する認可について申請件数 1 件、うち認可件数 1 件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に議案第 102 号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の 11 ページをお願いします。

議案第 102 号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和 4 年 12 月 21 日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、12 ページの 1 件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案、第 102 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1 番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料は、59 ページ、60 ページをご覧ください。

届出人 古川町○○○○ ○○○○、届出地 所在地 古川町○○○

○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡のうち○○○○㎡ 自作地、摘

要として、農業用倉庫、農業用施設としての利用。第1種農地です。

昭和46年頃に届出人の父が農業用倉庫を建てられていたとのことであります。このたび、無断転用を解消しておきたいとのことで申請されてこられました。届出人は、人物的には、町のまとめ役的存在であり、信頼できる方であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側と北側が本人の田、南側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第102号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

○議長 ここで、14時30分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第103号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の田中でございます。小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見をよろしくお願ひいたします。

同じく、産業創造課農地整備係の田口でございます。よろしくお願ひいたします。

(小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について)

○議長 次に、議案、第103号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書13ページをお願いします。

議案第103号

小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について意見を求める。

令和4年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

14ページをお願いします。

市長部局より、令和4年12月8日付で、意見を求められています。

事前に資料として、「農用地利用計画の変更申請」、「農用地区域からの除外 2件」をお送りしております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長 議案第103号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

全体で2件ありますので、1番、2番について産業創造課より説明を受け、審議を進めたいと思います。それでは、1番、2番について産業創造課から内容説明をお願ひいたします。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の田口でございます。

よろしくお願ひいたします。

小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更、農用地区域からの除外について説明させていただきます。

まず、申請番号1番です。

申請者は、〇〇〇〇。

申請地は、万勝寺町〇〇〇〇番、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

利用目的は、第1工場、第2工場、事務所、駐車場、緑地帯、屋外作業場・回転場。

除外の要件、

「①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」につきましては、

申請者は、現在三木市で製缶加工や溶接加工を行っており、創業30年となっております。しかし、工場は借地で、この度、貸主から賃料の値上げを要求され、それを受け入れることができず、移転先を早急に見つけなければならない事態となっております。会社移転については、協力会社である〇〇〇〇（会社名）と業務上非常に強い繋がりがあり、〇〇〇〇（会社名）から近い土地を探していたところ今回の申請地を見つけるに至りました。この申請地に移転することで、三木工場から40分程度かかっていた時間が短縮され、半製品の搬送コストの削減、製品の検査、組み立て作業の時間短縮が見込まれ、非常に業務効率が上がることとなります。こういった状況から早急に工場、事務所、駐車場等の整備が必要となっております。

土地に必要な条件は、

- ・必要面積約4,400 m<sup>2</sup>。（うち農用地面積3,261 m<sup>2</sup>）  
第1工場（864 m<sup>2</sup>）、第2工場（465 m<sup>2</sup>）、事務所（162 m<sup>2</sup>）、駐車場（501.7 m<sup>2</sup>）、緑地帯（872 m<sup>2</sup>）、屋外作業場・回転場等（1496.71 m<sup>2</sup>）
- ・協力会社事業地より半径400m以内。
- ・接道条件が良く、大型トラックが出入りでき、回転できること。
- ・近隣に住宅が少なく工場稼働時の音の影響が少ないこと。

以上の条件下で、農用地区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つかりませんでした。

「②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」につきましては、北側、東側、西側が農振白地に接し、縁辺部に位置しており、農用地の集団性を損なうものではないと認められます。

「③農地の利用集積に支障がないこと。」につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地となっております。

「④土地改良施設の機能に支障がないこと。」につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められます。

「⑤土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」につきましては、

工事完了から、33年が経過しています。

- ・事業名:団体営新農業構造改善事業
- ・地区名:万勝寺地区
- ・工事完了公告日:平成元年3月31日です。

「⑥農業委員会の意見。」につきましては、  
農地転用の許可見込とのことであります。

「⑦加東土木事務所の意見。」につきましては、  
都市計画法の対象外、建築基準法では許可見込とのことであります。

資料ですが、次ページから、申請地の周辺位置図、工場新築計画平面図、地積図、土地登記簿の写し、土地交渉地一覧表及び位置関係図、現場の現況写真となっております。

次に、申請番号2番です。

申請者は、〇〇〇〇。

申請地は、万勝寺町〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡。

利用目的は、工場、事務所、露天駐車場、大型回転場、進入路、緑地帯、廃材置場等。

除外の要件、

「①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」につきましては、

申請者は、平成5年に小田町で創業し、機械部品を中心に、ステンレス・純鉄などの金属部品を製造しておられます。現在、事業が順調で受注が増え、工作機械等の購入を検討されておられますが、現在の工場では満杯状態で手狭な状況となっており、これ以上の受注を受けることが難しくなってきました。現在の工場から2キロ程度に位置する申請地で新たな工場を整備し、既存工場と合わせて事業を拡大したいと考えておられます。また、売上の増加により従業員5名を新規採用する予定であり、駐車場等の整備も行う必要があります。

こういった状況から、早急に工場、事務所、露天駐車場、大型回転場、緑地帯等を整備する必要があります。

土地に必要な条件は、

- ・必要面積約8,800㎡。  
工場(1,950㎡)、事務所(992㎡)、露天駐車場(540㎡)、大型回転場(1,200㎡)、緑地帯(1,778㎡)、進入路(280㎡)、通路(900㎡)、廃材置場等(1,088㎡)
- ・事業地より半径1.4km以内。
- ・敷地面積8,800㎡以上の土地。
- ・接道条件が良く、大型トラックが出入りできること。

以上の条件下で、農用地区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つかりませんでした。

「②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」につきましては、北側、東側、西側が国有林に接しており、縁辺部に位置することから農用地の集団性を損なうものではないと認められます。

「③農地の利用集積に支障がないこと。」につきましては、現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地であります。

「④土地改良施設の機能に支障がないこと。」につきましては、申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められます。

「⑤土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」につきましては、未整備地となっております。

「⑥農業委員会の意見。」につきましては、農地転用の許可見込とのことでありました。

「⑦加東土木事務所の意見。」につきましては、都市計画法の対象外、建築基準法では許可見込とのことでありました。資料ですが、次ページから、周辺位置図、土地利用計画図、地積図、構図、土地登記簿の写し、土地交渉地一覧表及び位置関係図、現場の現況写真となっております。

以上、申請番号1及び申請番号2の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 　ただいま申請番号1及び申請番号2の説明がありました。何か質問、ご意見はございませんか。

○議長 　ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり処理することに、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

○議長 　ご異議が無いようでありますので、1番及び2番については農業委員会として異論なしとして処理することに決定いたします。

○議長 　以上、議案、第103号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」に関する審議は終了いたしました。

（産業創造課退席）



(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長 次に議案第104号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書15ページをお願いします。

議案第104号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和4年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

16ページをお願いします。

市長部局より、令和4年12月8日付で、意見を求められています。

17ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん で、農地5筆、〇〇〇〇㎡を、売買により取得されます。

18ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほか2名でございます。

〇〇〇〇さん(所有権の移転を受ける者)は、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第104号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第104号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)に関する審議は終了いたしました。

(農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について)  
(空き家付農地制度利用))

○議長 次に議案第105号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の19ページをお願いします。

議案第105号

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について  
(空き家付農地制度利用)

農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、小野市農業委員会が定める別段の面積について、審議を求める。

令和4年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

別段の面積(下限面積)は、1㎡、適用する区域(土地の所在地)は、小野市下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇番、小野市下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇番、小野市下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇番であります。なお、当該区域を除く区域の別段の面積(下限面積)は40アールとなっております。

農地法第3条の許可要件の一つである、所有農地の下限面積につきましては、令和3年5月開催の第13回農業委員会において、議案第63号で、「現行の「別段の面積40アール」の変更は行わない」こと、とあわせて、遊休農地の有効活用に伴う例外規定で、空き家とセットにした遊休農地の1筆指定による、別枠の農地取得の下限面積として、1㎡を設定する、との議決がなされたところでございます。

この度、当該要件を満たす「空き家付農地」の物件が現れたことにより、小野市下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇番、小野市下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇番、小野市下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇番につきまして、1筆単位で1筆指定により、1㎡で設定したく、提案いたします。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第105号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について(空き家付農地制度利用)でございます。

○議長 それでは、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、本件につきまして、現地調査報告をいたします。

本日現地調査を行った結果、空き家、及びそれに付随する遊休農地を、

確認いたしました。

○議長 本件について、説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第105号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について(空き家付農地制度利用)の審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。  
報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 20ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和4年11月1日～令和4年11月30日)

令和4年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 耕作証明 番号1 住所 住吉町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 軽油免税申請

以下、記載のとおり、証明書を交付した件数は2件で、すべて耕作証明で、使用目的は2件とも軽油免税申請でございました。

引き続きまして21ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第2項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年11月1日～令和4年11月30日)

令和4年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 加古川市平岡町新在家〇〇〇〇 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇、譲渡人 中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示  
所在地 中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要といた  
しまして、分譲住宅地造成 所有権移転  
令和4年11月9日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。  
以下、記載のとおり、10条による届出は、2件 2筆 1,532 m<sup>2</sup>で  
ございます。

引き続きまして22ページ、23ページをご覧ください。

### 報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定  
による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和4年11月1日～令和4年11月30日)

令和4年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 中番町〇〇  
〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 福住町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積、〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

福住町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

福住町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

摘要 令和4年11月2日 農地法3条 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計7件 24筆 〇  
〇〇〇m<sup>2</sup>でございます。

引き続きまして24ページをご覧ください。

### 報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの  
で報告する。

(受理期間 令和4年11月1日～令和4年11月30日)

令和4年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 神戸市北区鈴蘭台西町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、譲渡人(被相続人) 片山町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 片山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇

〇〇㎡

片山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇

〇〇㎡

片山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇

〇〇㎡

以上合計 3 筆 合計面積 〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和 4 年 1 月 1 日受理  
農地法 3 条の届出はすべて相続による所有権の取得が 3 件で、合計 1 8  
筆 13,794 ㎡でございます。

引き続きまして 2 5 ページ、2 6 ページをご覧ください。

#### 報告 5

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので  
報告する。

（受理期間 令和 4 年 1 0 月 1 日～令和 4 年 1 1 月 3 0 日）

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号 1 届出人 栗生町〇〇〇〇 〇〇〇〇、所在地 栗生町〇〇〇〇  
〇〇〇〇 面積 〇〇〇〇㎡ 地目田

理由・事業計画といたしまして、排水が悪いため、6 0 cm 程地上げして、  
傾斜をつけ、水はけを良くする。施工期間は令和 4 年 1 月 1 日から令  
和 5 年 1 月 3 1 日までとなっております。

以下、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につきまし  
ては、合計 5 件 9 筆 11,679 ㎡でございます。

○議長 報告 1 から 5 について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

#### 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ  
いました。  
これをもちまして、第 2 0 回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和4年12月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員6番

議事録署名委員7番